

福祉生活病院常任委員会資料

(令和2年8月21日)

【 件 名 】

- 1 「鳥取県青少年健全育成条例の一部改正（案）」に係るパブリックコメントの実施結果について
(子育て王国課)・・・1
- 2 第3回米子児童相談所施設内虐待事案に係る検証チーム会議結果について
(行政監察・法人指導課、家庭支援課)・・・3
- 3 「鳥取県社会的養育推進計画（案）」に係るパブリックコメントの実施結果について
(家庭支援課)・・・5

子育て・人財局

「鳥取県青少年健全育成条例の一部改正（案）」に係るパブリックコメントの実施結果について

令和2年8月21日
子 育 て 王 国 課

鳥取県青少年健全育成条例の一部改正案に係るパブリックコメント及び県政参画電子アンケートを実施しましたので、その結果を報告します。

1 パブリックコメント実施結果

- (1) 意見募集期間：令和2年7月6日（月）から8月3日（月）まで
 (2) 周知方法等：ホームページ掲載、報道機関への資料提供、県庁県民参画協働課、各総合事務所、市町村窓口等におけるチラシの配架
 (3) 受付意見数：4件（2人） 賛成 2件（2人） 反対 0件 その他 2件
 (4) 意見の概要と対応方針

	意見の概要	反映状況	対応方針
賛成	改正は適当だと思う。	盛り込み済み	改正案を9月定例県議会に提出する。
	早急に条例改正をお願いしたい。		
その他	加害者の捕捉が難しいのではないかと。 警察のサイバーパトロールと連携しての取り締まりが効果的ではないかと。	今後の検討課題	改正条例に基づく啓発とともに、引き続き県警との連携によりサイバーパトロールの強化等を要請する。
	抑止力を求めるには、罰則が弱い気がする。 罰則を引き上げ、実効性を上げるべきではないかと。	対応困難	今回の罰則は、関係法令や条例の他の規制との均衡等を踏まえ決定しており、罰則の引き上げは現時点では困難です。

2 県政参画電子アンケート実施結果

- (1) 実施期間：令和2年7月10日（金）から7月20日（月）まで
 (2) 回答数：396件（条例改正に対するご意見6件（6人））
 賛成 369件 反対 6件 どちらとも言えない 21件
 (3) 意見の概要とアンケート結果
 ① 意見の概要と対応方針

	意見の概要	反映状況	対応方針
賛成	法(条例)による罰則で抑制することが一番効果があると思う。	盛り込み済み	改正案を9月定例県議会に提出する。
その他	反抗期の子たちが素直に聞き入れ冷静に対応できるよう、事前に青少年に情報提供すべき。 相談窓口の周知も必要である。	今後の検討課題	条例の施行までに青少年を含めた県民に対する条例改正に係る啓発チラシ等で周知する。 併せて、相談窓口についても記載する。
	違反への罰則だけではいたちごっこ。防止策として教育も必要。	今後の検討課題	引き続き、県、市町村教育委員会と連携し、被害防止に向け教育・啓発に努める。
	加害者の顔、氏名をデータベース化してネットにアップすべきだと思います。	対応困難	罰則として、「罰金」を予定しており、違反者の公表等は想定していない。
	SNS運営会社がAIで青少年の性被害をシャットアウトするのが有効だと思う。	その他	引き続き業界の動向を注視し、青少年被害防止に向けた対策の実施を要請する。
	提供した青少年に対しても罰則を設けることが有効だと思います。	その他	青少年からの提供行為は児童ポルノ禁止法の規制対象である。

② アンケートの回答結果

ア 青少年に対し、自撮りによる児童ポルノ等の提供を求めることを罰則付きで禁止することについてどう思いますか？

賛成	反対	どちらとも言えない
93.2%	1.5%	5.3%

イ 近年（過去5年程度）、SNS等のネット上のトラブルに関して青少年から報告や相談を受けたことがありますか。（家族、周囲に青少年がいる（いた）人のみ抽出）

ある	ない
6.4%	93.6%

ウ 近年、青少年から、SNS等で知り合った人など面識のない人から性的な画像を提供するように要求されたという報告や相談を受けたことがありますか。（家族、周囲に青少年がいる（いた）人のみ抽出）

ある	ない
1.4%	98.6%

エ 近年、青少年から、交際相手や友人など面識のある人から性的な画像を提供するよう求められた（又は実際に提供した）という報告や相談を受けたことがありますか。（家族、周囲に青少年がいる（いた）人のみ抽出）

ある	ない
1.4%	98.6%

オ SNS等に起因する青少年の性被害を未然防止するため、どの施策が最も有効だと思われますか。

法令による規制の強化	学校における教育	相談窓口機能の強化	ペアレンタルコントロールの啓発	その他
50.0%	25.0%	10.6%	11.1%	3.3%

カ 青少年がスマートフォン等のインターネット接続機器を使用する際の家庭内のルールはありますか（ありましたか）。（家族、周囲に青少年がいる（いた）人のみ抽出）

ある（あった）	ない（なかった）	機器を使用させていない（いなかった）
49.0%	37.5%	13.5%

3 今後のスケジュール

令和2年9月 県議会に条例改正案を附議

10月～ 改正内容を広報

令和3年1月 施行

第3回米子児童相談所施設内虐待事案に係る検証チーム会議結果について

令和 2年 8月 21日
行政監察・法人指導課
家庭支援課

第3回米子児童相談所施設内虐待事案に係る検証チーム会議を開催しましたので、その結果について報告します。

記

1 日時 令和2年7月28日(火) 午前10時から11時10分

2 場所 倉吉体育文化会館中研修室

3 内容 行政監察・法人指導課で作成した検証結果報告書(素案)について、意見を伺った。

【報告書(素案)の概要】

※報告書については、県の業務の監察等を所管する総務部が第三者の立場から各調査員の意見等を可能な限り反映させて取りまとめることとしている。

○令和元年9月27日に開催した緊急児童相談所長会議において被措置児童虐待(施設内虐待)であると認定しており、検察官から公表を控えるよう要請されていたが、事案の重大性に鑑み、できる限り早いタイミングで公表できる事項はないのか、関係機関と調整すべきであった。

○同年11月22日の県議会福祉生活病院常任委員会による調査の際、この事案に触れられることはなく、また、翌年1月10日に司法上の処分が確定したとの連絡があり、非公表の要請が解除されたにもかかわらず、公表が同月27日になったことは不適切であった。

○事案発生の要因として、次の3点が指摘できる。

① 児童相談所において、児童の安全確保に関わる相談業務を優先した結果、保護の体制が手薄になっていたこと。(夜間体制、夜間指導員の採用・育成)

② 米子児童相談所においては、令和元年度には対応困難な事案が多く、一時保護の期間が著しく長期化していたこと。

③ 県民に説明責任を果たす意識が弱かったこと。

○再発防止策として追加検討が必要な事項は、次の3項目である。

① 正職員の夜間配置など児童相談所の組織体制等の強化

② 子どもの権利擁護の充実

③ 長期にわたる一時保護のケースにおける委託一時保護の活用等

【主な意見】

○一体何が起きたのか不明確。どこまで書くかは別として、被害者と加害者の主張が食い違う中で、どのように事実認定をしたのか、調査を尽くされたのかわからない。

○発覚が遅れた原因の記述が不足している。権利ノートが不備だったのか、あるいは権利ノートの使い方が伝えられていなかったのか。児童相談所に相談しづらい点があったことが問題を生んだという記述が必要ではないか。

○被害児童は事情があって保護期間が長期になっていたが、特別な児童には特別な対応をしなければならない。その緊張感が児童相談所には欠けていたのではないか。

○子どもの権利擁護のためにはアドボカシーが一つの方法だと思うが、行政から独立し、子どもに信頼されるものにならなければならない。

中立・独立ではなく、鳥取県独自の子どもと一緒に意見表明するものを検討すべき。

○再発防止策が、「検討する必要がある」という問題の列記にとどまっていて、これからどう取り組んでいこうとしているのかよくわからない。

○一時保護課の新設、夜間2名体制への変更は、しっかりとやっていくという感じがする。しかし、現場の声を聞くと2名では十分とは言えない。常時、手厚い体制を取るのには難しいと思うが、入所者により体制を切り替えるということを記載できないか。

4 今後の対応 報告書(素案)について修正を行い、改めて検証チームの意見を聞く。

【参考】検証チーム調査員

分野	所属	氏名
弁護士	米子東町法律事務所、子どもの人権広場代表世話人	安田 寿朗
児童養護施設等関係者	児童養護施設 鳥取こども学園園長	田中 佳代子
学識経験者(児童福祉)	鳥取短期大学幼児教育保育学科准教授	菅田 理一
保護者	鳥取県PTA協議会 副会長	荒瀧 美由紀

「鳥取県社会的養育推進計画（案）」に係るパブリックコメントの実施結果について

令和2年8月21日

家庭支援課

「鳥取県社会的養育推進計画（案）」について、パブリックコメントを実施しましたので、その結果を報告します。

1 実施結果

- (1) 意見募集期間 令和2年7月20日（月）から8月7日（金）まで
- (2) 周知方法
- ・ホームページへの掲載
 - ・新聞広告の掲載
 - ・県民参画協働課、各総合事務所、市町村窓口等におけるチラシの配架
- (3) 意見受付件数 6件（6名） ※うち1件（1名）は、直接本計画に関わらない意見

2 主な意見と対応方針

主な意見	反映状況	対応方針
国において児童養護施設等への自立支援専門員の配置が検討されているところであるが、県においては、国の制度に縛られない柔軟な対応ができる自立支援専門員の配置がなされるべき。	盛り込み済み	国の動向を注視しつつ、意見を踏まえ自立支援専門員の配置を検討していく。
母子生活支援施設の利用が促進される取り組みを計画に加えてはどうか。	盛り込み済み	母子を分離せず、世帯全体に対する支援を総合的に提供することができる「母子生活支援施設の機能」を活用した新たなサービスの創設について検討する。
子どもの意見表明をサポートまたは代弁する新たな仕組みづくりを早急に検討してもらいたい。	盛り込み済み	子どもから意見聴取する既存の取り組みを活用するだけでなく、子どもの意見をくみ取り、第三者的な立場から子どもの意見表明をサポートまたは代弁する新たな仕組みの構築について、国の動向も踏まえながら、子ども、児童福祉関係者、行政機関等で検討を行う。
児童家庭支援センターは相談件数の増加と内容の複雑化などにより業務量が増加してきており、スタッフを確保するための補助金の検討を行ってはどうか。	盛り込み済み	在宅支援の重要な拠点の1つである児童家庭支援センターが市町村や児童相談所を補完する相談支援拠点としての機能を果たせるよう、引き続き、児童家庭支援センターの運営に関する支援を行う。
発達障がいの診断がつかない子どもの早期療育を全県で行える体制作りが必要。	その他	関係課に情報提供を行った。